平成２２年（フ）第１５０８７号
東京都立川市柏町４―51―１　柏町団地15棟501
債務者　竹内　一昭
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８８号
埼玉県さいたま市緑区馬場１丁目25―17
債務者　成田　和雄
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８９号
東京都練馬区桜台５丁目21―１―201
債務者　大釜　和子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０９０号
東京都八王子市高尾町1824―201
債務者　伏見　友里
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０９１号
千葉県木更津市貝渕３丁目９―17―506
債務者　田中　敬子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０９２号
東京都昭島市松原町５丁目８―６
債務者　本間　雅人
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０９８号
東京都町田市木曽東４丁目14―イ20―408
債務者　齋藤　靖夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１０２号
東京都新宿区北新宿３丁目８―４―406
債務者　支倉　　望
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１０９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田192―１
債務者　岩本せい子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１４号
千葉県千葉市稲毛区山王町64―11
債務者　赤地　　正
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１５号
千葉県千葉市稲毛区山王町64―11
債務者　赤地　明子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１７号
東京都目黒区東ヶ丘１―32―22、住民票上の住所東京都杉並区和泉２丁目22―15
債務者　田中智恵利
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１９号
東京都新宿区大久保１丁目５―９　７号
債務者　高井　収司
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１２２号
神奈川県横浜市泉区上飯田町2670　13棟202
債務者　沼澤　勝子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１２３号
東京都杉並区荻窪５丁目21―21―302
債務者　西井　　城
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１２５号
神奈川県相模原市中央区清新３丁目14―16　Ｂ棟203
債務者　兒嶋　和美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部